

福井大学学術研究院工学系部門プロジェクト研究センター本部研究プロジェクトに関する申合せ

平成28年12月9日
工学研究科代議員会決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、福井大学学術研究院工学系部門プロジェクト研究センター本部要項（平成21年10月1日工学研究科長裁定）第3条第2項の規定に基づき、福井大学学術研究院工学系部門プロジェクト研究センター本部研究プロジェクトに関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究プロジェクトは、社会的要請の高い分野の学外研究資金等による自主的研究及び学際的共同研究を推進し、学術研究院工学系部門（以下「工学系部門」という。）の研究活動の強化及び新しい研究分野への展開に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究及び調査
- (2) 研究及び調査に関わる成果発表
- (3) 研究会、講演会、講習会等の企画及び開催
- (4) 大学院学生の研究支援
- (5) その他研究プロジェクトの目的達成に必要な事項

2 各研究プロジェクトの経費は、当該研究プロジェクトの研究員の学内配分経費及び外部資金（科学研究費補助金、共同研究・受託研究収入、その他の外部資金収入）をもってこれに充てる。

(研究プロジェクトの設置)

第4条 研究プロジェクトの設置にあたっては、研究代表予定者から福井大学学術研究院工学系部門プロジェクト研究センター本部（以下「センター本部」という。）に提出された「研究プロジェクト設置申請書（様式1）」による申請に基づき、福井大学学術研究院工学系部門研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、工学系部門長が決定する。

(研究プロジェクトの終了)

第5条 代表は、プロジェクトの設置期間が終了した際には、「研究プロジェクト報告書（様式1-3）」をセンター本部へ提出する。

2 代表は、研究プロジェクトが設置期間内であっても、その設置目的を達成したと判断したとき、または目標を達成できないと判断したときには、「研究プロジェクト報告書（様式1-3）」をセンター本部へ提出する。

(研究プロジェクトの継続)

第6条 代表は、設置期間が終了したプロジェクトについて、継続を希望する場合は「研究プロジェクト報告書（様式1-3）」及び「（継続）研究プロジェクト設置申請書（様式1-2）」をセンター本部に提出するものとする。

(組織)

第7条 研究プロジェクトは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 代表 1名
- (2) 研究員 1名以上

(代表)

第8条 代表は、工学系部門教員に限る。ただし、産学官連携本部の専任教員、附属国際原子力工学研究所の専任教員、遠赤外領域開発研究センターの専任教員、繊維・マテリアル研究センターの専任教員、アドミッションセンターの専任教員、総合情報基盤センターの専任教員、データ科学・AI教育研究センターの専任教員及びカーボンニュートラル推進本部の専任教員は、工学系部門教員を研究員として含む場合に限り、代表となることができる。

- 2 代表は、工学系部門長が嘱任する。
- 3 代表は、事業計画を変更したときは、その都度センター本部に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 代表は、研究プロジェクトの研究組織を変更するときは、その都度センター本部に届けなければ

ならない。

- 5 代表の任期は、研究プロジェクトの設置期間とする。
- 6 代表が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
- 7 代表は、3件以内の研究プロジェクトの代表を兼ねることができる。ただし、特にセンター本部長が認めた研究プロジェクトの代表者については、その限りではない。

(研究員)

第9条 研究プロジェクトに研究員を置く。

- 2 研究員は、研究プロジェクトが設置する研究プロジェクトに参加する工学系部門教員及び特任教員、特命教員、非常勤研究員、特別研究員、ポスドク研究者等をもってこれに充てる。
- 3 研究員の嘱任及び解任は、各研究プロジェクトの代表が行う。

(客員教員及び客員研究員)

第10条 研究プロジェクトに、客員教員及び客員研究員を置くことができる。

- 2 客員教員及び客員研究員の呼称は、当該の研究プロジェクトについてのみ、該当する。

(研究補助員)

第11条 研究プロジェクトの事業実施上必要と認められるときは、研究補助員を置くことができる。

- 2 研究プロジェクトの研究補助員に、研究プロジェクトに参加する大学院工学研究科博士前期課程在学者または修了者、博士後期課程在学者または修了者をもって充てることことができる。ただし、給与等は外部資金等から支給することを原則とする。
- 3 この呼称は、当該の研究プロジェクトについてのみ、該当する。

(経理等)

第12条 研究プロジェクトの経理は、各研究プロジェクトで行なう。

- 2 研究プロジェクトに係る経理は、研究費あるいは外部資金のそれぞれの管理規則等にしながら、各研究プロジェクトで適切に管理する。
- 3 研究プロジェクトにセンター本部から予算を支援することがある。この予算の経理も、各研究プロジェクトで適切に管理する。
- 4 研究プロジェクトは、必要な場合は、センター本部の支援を受けることができる。

(研究プロジェクトへの支援)

第13条 研究プロジェクトについて、次の各号のいずれかに該当する場合、代表は、センター本部長に申請して支援を受けることができる。ただし、工学系部門教員以外が代表のプロジェクトについての支援は、工学研究科専任の研究員に対する支援とする。

- (1) 研究プロジェクトに関連する論文を、工学系部門の指定する助成対象論文誌へ投稿し、採録・掲載された場合は、投稿費等経費の一部を支援する。
- (2) 研究プロジェクトに参画する大学院生等が、海外の国際会議で発表する場合は、発表学生に係る旅費の一部を支援する。
- (3) 研究プロジェクトに関連して学会等を開催した場合は、開催経費の一部を支援する。

- 2 前項第1号の助成対象論文誌は、毎年度、委員会で作成するものとする。
- 3 前項第2号の大学院生等の旅費の助成については、工業会等の助成対象者は除くものとする。
- 4 前項第3号の学会等を開催した場合は、所定の報告書の外に、学会の収支決算報告書の提出を必要とする。
- 5 その他、必要な事項は、その都度委員会で決定するものとする。

(研究成果の発表及び評価)

第14条 研究プロジェクトは、研究の成果を論文または単行本等で刊行・発表し、社会に公開するものとする。

(雑則)

第15条 この申合せに定めるもののほか、研究プロジェクトに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成28年12月9日から適用する。

附 則

この申合せは、平成29年5月24日から適用する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。

様式 1

様式 1－2

様式 1－3